



障害者福祉

障害者福祉

名称	説明	問い合わせ
手当・助成・サービス ▶ P110		
障害者総合支援法によるサービス 	障害福祉サービス等のサービスには、個々の障害者の障害の程度や配慮すべき事項を踏まえて個別に支給決定を行う「介護給付等の障害福祉サービス」と、区が実施する「移動支援等の地域生活支援事業」があります。自己負担は原則として1割ですが、サービスの種別により軽減策があります。また、世帯の所得に応じて自己負担の月額上限額の設定があります。 年齢や障害・難病の種類等によって、利用できないサービスや他の制度が優先となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。	身体・知的障害者・難病等の方・障害児 障害者福祉課支援係 TEL 5273-4583 FAX 3209-3441 精神障害者 各保健センター ▶ P94
身体障害者手帳 	視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓に障害のある方が各種サービスを受けるために必要な手帳です。 障害の程度により1～7級に分かれています。申請には、身体障害者福祉法第15条の指定医の診断書が必要です。	障害者福祉課相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
愛の手帳 (東京都療育手帳) 	知的障害者(児)の方が各種の福祉サービスを受ける場合に必要な手帳です。 障害の程度により1～4度に分かれています。東京都心身障害者福祉センター(18歳以上)、児童相談センター(18歳未満)での直接判定が必要となります。	
精神障害者保健福祉手帳 	精神障害者(児)の方が、一定の障害にあることを証明する手帳です。さまざまな支援が受けられます。障害の程度により1～3級に分かれています。	各保健センター ▶ P94
基幹相談支援センター 	障害者の相談支援に関する業務を総合的に行います。 ◎主な業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者福祉サービス等の情報提供及び相談等 ● 成年後見制度の利用支援 ● 新宿区障害者自立支援ネットワークの運営 ● 地域移行・地域定着支援の促進 ● サービス等利用計画の作成及び作成に関する支援 	障害者福祉課内 TEL 5273-4302 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
障害者虐待防止センター 	障害者への虐待に関する通報・相談・届出の窓口です。 相談日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※夜間、土・日曜日、祝日は TEL 3209-1111 (区役所代表)へご連絡ください。	障害者福祉課内 TEL 5273-4368 (専用電話) FAX 3209-3441

障害のある方に関わりのある区内施設等

区立あゆみの家	生活介護、相談、短期入所、日中ショート、土曜ケアサポート	(西落合1-30-10) 地図 ▶ P64 TEL 3953-1230 FAX 3953-1053
区立子ども総合センター 発達支援コーナー	発達相談、通所による発達支援、保育所等訪問支援、在宅児等訪問支援、障害幼児一時保育	(新宿7-3-29) 地図 ▶ P63 TEL 3232-0679 FAX 3232-0666
区立障害者福祉センター	相談、心身障害者の機能訓練、講習会、短期入所、日中ショート、会議室の貸し出し、入浴・給食サービス・生活介護、就労継続支援B型	(戸山1-22-2) 地図 ▶ P61 TEL 3232-3711 FAX 3232-3344
区立新宿福祉作業所	生活介護、就労継続支援B型	(戸山1-22-2) 地図 ▶ P61 TEL 3232-3715 FAX 3232-3991
区立高田馬場福祉作業所		(高田馬場4-10-2) 地図 ▶ P63 TEL 3367-2939 FAX 3367-2960



よくある質問 Q&A 身体障害者手帳を持っており、新宿区内で住所が変わる場合はどうしたらよいですか

▶ 身体障害者手帳、印鑑、障害者福祉課で交付した住所の入ったもの(マル障医療券等)をお持ちの上、障害者福祉課(本庁舎2階)へ





区立新宿生活実習所 (ぼれぼれ福祉園) ※現在建設中の牛込保 健センター等複合施 設完成後、弁天町50 に移転予定	生活介護	(矢来町6) 地図 → P62 TEL 5229-5850 FAX 5229-0620
	短期入所、日中ショート	(細工町1-3) 地図 → P62 TEL 5229-5851 FAX 5229-5851
区立障害者 生活支援センター	自立訓練(生活訓練・宿泊型自立訓練)、短期入所、相談 支援	(百人町4-4-2) 地図 → P63 TEL 5937-6821 FAX 3365-7360
新宿区社会福祉協議会	ボランティアの紹介、成年後見制度利用推進事業、地域 福祉権利擁護事業等	(高田馬場1-17-20) 地図 → P63 TEL 5273-2941 FAX 5273-3082
視覚障害者・ 聴覚障害者 交流コーナー	視覚・聴覚に障害がある方に対する代読・代筆サービ ス、インターネットでの情報検索・情報提供サービスなど の支援 → P109	(高田馬場1-17-20 新宿区社会福祉協議会1階) 地図 → P63 視覚障害者交流コーナー TEL 6233-9555 FAX 6233-9555 聴覚障害者交流コーナー TEL 6457-6100 FAX 6457-6100
新宿区社会福祉協議会 東分室	ボランティアの紹介、暮らしのサポート等	(四谷三栄町10-16) 地図 → P61 TEL 3359-0051 FAX 3359-0012
新宿区勤労者・仕事支援センター	障害者就労支援	相談、就職準備、求職活動、職場実習、職場定着等の支援 (新宿7-3-29) 地図 → P63 TEL 3200-3316 FAX 3208-3100
	わーくすここ・から エール	就労移行支援・就労定着支援 (新宿7-3-29) 地図 → P63 TEL 3208-1609 FAX 3200-3327
	わーくすここ・から スマイル	就労継続支援B型 (新宿7-3-29) 地図 → P63 TEL 3208-2278 FAX 3200-3327
	ふらっと新宿東戸山店 (ここ・からカフェ)	就労支援を目的としたコミュニティショップ (新宿7-3-29) 地図 → P63 TEL 5273-3852 FAX 3208-3100
	ふらっと新宿新宿 スポーツセンター店	(大久保3-5-1 新宿スポーツセンター1階) 地図 → P63 TEL 3232-0335 FAX 3232-0335
	ふらっと新宿四谷店	(内藤町87 四谷特別出張所1階) 地図 → P61 TEL 5379-0139 FAX 5379-0139
	ふらっと新宿若 松河田駅構内 店(きぼう工房 2939Espoir)	(河田町10-10) 地図 → P61
	ふらっと新宿新宿コ ズミックスポーツセ ンター店(スイング)	(大久保3-1-2 新宿コズミックスポーツセンター1階) 地図 → P63 TEL 3209-2766 FAX 3209-2766
IT就労訓練	就労支援を目的としたIT就労訓練 (新宿7-3-29) 地図 → P63 TEL 3208-5465 FAX 3208-5466	
新宿けやき園	施設入所支援、生活介護、短期入所、日中ショート	(百人町4-5-1) 地図 → P63 TEL 3367-1601 FAX 3367-1602
シャロームみなみ風	施設入所支援、生活介護、自立訓練(生活訓練)、就労継 続支援B型、短期入所、相談支援	(弁天町32-6) 地図 → P62 TEL 5579-8412 FAX 5579-8413
都心身障害者 福祉センター	愛の手帳の判定、高次脳機能障害の相談等、補装具判定	(神楽河岸1-1 セントラルプラザ12~15階) TEL 3235-2946 FAX 3235-2968
都児童相談センター	児童相談、愛の手帳の判定(児童)	(北新宿4-6-1) TEL 5937-2317 FAX 3366-6036
都心身障害者 口腔保健センター	歯科診療、予防、相談、機能訓練	(神楽河岸1-1 セントラルプラザ8・9階) TEL 3267-6480 FAX 3269-1213
全国心身障害児 福祉財団 けやき歯科診療所	障害者(児)歯科診療	(豊島区南大塚3-43-11) TEL 5927-1283 FAX 5927-1281
全国障害者 総合福祉センター (戸山サンライズ)	各種相談、研修、情報啓発、体育・宿泊施設	(戸山1-22-1) TEL 3204-3611 FAX 3232-3621
日本視覚障害者 職能開発センター	職能訓練、指導、職能開発	(四谷本塩町2-5) TEL 3341-0900 FAX 3341-0967

社会福祉法人 東京ヘレン・ケラー協会	ヘレン・ケラー学院、点字図書館、点字出版	(大久保3-14-20) TEL 3200-0525 FAX 3200-0608
日本点字図書館	点字図書館、生活用具の開発・普及	(高田馬場1-23-4) TEL 3209-0241 FAX 3204-5641
日本視覚障害者 団体連合	更生相談、点字図書館、点字出版、録音製作	(西早稲田2-18-2) TEL 3200-0011 FAX 3200-7755
東京手話通訳等 派遣センター	手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成	(新宿2-15-27 第3ヒカリビル5階) TEL 3352-3335 FAX 3354-6868
日本チャリティ協会	東京都障害者休養ホーム利用受付	(新宿1-18-12 柳田ビル3階) TEL 3341-0803 FAX 3359-7964
新宿あした作業所	就労継続支援B型	(戸山1-22-2) TEL 3232-3366 FAX 3232-3367
新宿第二あした作業所		(西早稲田1-9-3 KY第一ビル1階) TEL 5285-4837 FAX 6380-3839
西早稲田あした作業所		(西早稲田2-16-1) TEL 5155-3340 FAX 5155-3350
地域活動支援センター まど	地域活動支援センター・相談支援	(高田馬場1-15-6) TEL 3200-9376 FAX 3200-9345
オフィスクローバー	就労継続支援B型	(高田馬場3-18-25 第1康洋ビル7階) TEL 3365-4177 FAX 3365-4178
ヘレン・ケラー治療院 鍼灸・あん摩 マッサージ指圧		(大久保3-14-20) TEL 3200-0585 FAX 3200-0608
新宿西共同作業所ラバンス		(高田馬場2-14-5 KMビル1階) TEL 6380-2351 FAX 6380-2352
	地域活動支援センター・相談支援	(上落合3-34-26) TEL 3364-1603 FAX 3364-1610
ファロ	就労継続支援B型 地域活動支援センター 相談支援	(新宿1-16-16 テアーカーリーナ3階) TEL 3350-4437 FAX 3350-4438
地域活動支援センター 「風」/就労センター「風」		(中落合4-23-25) TEL 3952-6014 FAX 3952-6044
就労センター「街」	就労移行支援 就労継続支援B型、就労定着支援	(中落合1-6-21) TEL 3952-9975 FAX 3952-9976
まいペース	障害児等タイムケア事業(小・中・高校生の放課後支援)	(新宿7-3-29 子ども総合センター3階) TEL 3232-8801 FAX 3232-8802
みのり舎	就労継続支援B型 自立訓練(生活訓練)	(中落合3-28-14) TEL 5988-9791 FAX 5988-9792
東京ワークショップ	就労継続支援B型 就労移行支援、就労定着支援、自立訓練(生活訓練)	(四谷本塩町2-5) TEL 3341-0900 FAX 3341-0967
パイオニア	就労継続支援B型	(高田馬場1-9-23) TEL 3208-9001 FAX 3208-9005
ストローク・サービス	就労継続支援A型	(西落合2-20-16 POEMビル1階) TEL 5996-9533 FAX 3954-1130
リエンゲージメント	就労移行支援、就労定着支援	(新宿2-15-2 岩本和裁ビル4階) TEL 5315-4940 FAX 6869-8955
ゆたかカレッジ 早稲田キャンパス	就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援B型	(西早稲田2-15-10 西早稲田関口ビル2階) TEL 5292-3020 FAX 5292-3021
リヴァトレ市ヶ谷	就労移行支援、就労定着支援	(市谷砂土原町2-2 木原造林市ヶ谷ビル1階) TEL 6280-8541 FAX 6280-8542
SAKURA 新宿センター		(新宿6-12-5 新宿松喜ビル5階) TEL 5357-7314 FAX 5357-7315
Kaien 新宿	就労移行支援、就労定着支援、相談支援	(西新宿7-7-29 西新宿ビル5階) TEL 050-2018-1773 FAX 050-2018-0907
あしか	就労継続支援A型、就労定着支援	(新宿1-2-8 国久ビル5階A室) TEL 6273-1021 FAX 6273-1871
ヒューマングロー 高田馬場	就労移行支援、就労定着支援	(高田馬場4-4-34 第2ARSビル2階201号室) TEL 6908-7923 FAX 6908-7924



コンフィデンス早稲田	就労継続支援B型	(西早稲田2-18-22) TEL 6233-9714 FAX 6233-9715
ラルゴ神楽坂	就労移行支援、就労定着支援	(西五軒町8-10 臼井ビル2階) TEL 5579-2497 FAX 5579-2498
寒緋桜	就労継続支援B型	(上落合3-30-6 ヴェルテ落合4階) TEL 6908-6496 FAX 6908-6469
プラーナ新宿	就労継続支援B型、就労定着支援	(新宿2-9-23 SVAX新宿ビルB館2階) TEL 6273-2633 FAX 6273-2956
くじら	就労継続支援A型、就労定着支援	(四谷4-32-1 吉岡ビル5階) TEL 6274-8977 FAX 6274-8978
十二社生活・就労 研修センター	就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援	(西新宿3-9-5 北村ハイツ201号) TEL 6276-6871 FAX 6276-8003
東京都育成会 クリーンサービス	就労継続支援A型	(新宿5-18-16 SHINJUKU5-1ビル2階) TEL 6380-3985 FAX 6380-2592
～キセキの杜～ジョブ ステーション高田馬場	就労移行支援、就労定着支援	(高田馬場3-3-2 MFビル5階) TEL 5338-2090 FAX 5338-2091
就労移行支援事業所 ルーツプラス	就労定着支援	(四谷三栄町11-22 Fビル5階) TEL 5315-4539 FAX 5315-4639
カレント	就労移行支援、就労定着支援	(新宿1-18-10 カテリーナ柳通りビル6階) TEL 6273-0920 FAX 6273-0940
就労移行支援事業所 リスタート	就労移行支援	(高田馬場2-14-2 新陽ビル7階) TEL 6302-1532 FAX 6369-4246
東京視覚障害者 生活支援センター	就労移行支援、自立訓練(機能訓練)	(河田町10-10) TEL 3353-1277 FAX 3353-1279
ゆたかカレッジ 高田馬場キャンパス	自立訓練(生活訓練)	(西早稲田3-17-21 animo nishiwaseda5階) TEL 6380-2581 FAX 6380-2582
日本点字図書館 自立支援室		(高田馬場1-23-4) TEL 3209-0241 FAX 3200-4133
キズキビジネス カレッジ	就労移行支援、就労定着支援	(四谷4-31 四谷TSビル1階) TEL 6265-3652 FAX 6265-3652
SAKURA 早稲田センター		(早稲田鶴巻町544 中川ビル2階) TEL 5206-3531 FAX 5206-3532
フレッシュ スタート目白	就労継続支援B型	(下落合4-20-16 ソレイユ目白103) TEL 6908-3663 FAX 6908-3664
マナティ		(新宿1-36-12 サンカテリーナ403) TEL 3359-2030 FAX 3359-2031
東京デジタルキャリア		(早稲田町74 早稲田オアシスビル2階) TEL 6205-5613 FAX 6205-5713
生活訓練事業所 Kaien市ヶ谷	自立訓練(生活訓練)	(市谷本村町3-28 新日本市ヶ谷ビル3階) TEL 050-2018-1918 FAX 050-2018-0907
キズキビジネスカレッジ 新宿校	就労移行支援	(新宿5-10-14 新宿NTビル4階) TEL FAX 6274-8742
LITALICOワークス 高田馬場	就労定着支援	(高田馬場1-25-32 108ビル4階) TEL 5155-3433 FAX 5155-3434
LITALICOワークス 新宿三丁目	就労移行支援、就労定着支援	(新宿1-36-12 サンカテリーナ402号室) TEL 5919-3960 FAX 5919-3961
リワークセンター 新宿南口	自立訓練(生活訓練)	(西新宿3-1-3 MITSUWAビル4階) TEL 5909-8678 FAX 5909-8679
GFTD WORKS	就労継続支援(B型)	(喜久井町20 ニシカワビルB2、B1、2階) TEL 050-3187-6831 FAX 4243-2756
エンカレッジ早稲田駅前	就労移行支援、就労定着支援	(馬場下町9 中羽ビル3階) TEL 6233-9954 FAX 6233-8050
ニューロリワーク 新宿御苑センター	自立訓練(生活訓練)	(新宿2-1-9 JESCO新宿御苑ビル402) TEL 6273-2647 FAX 6273-2748
Will	就労継続支援(B型)	(余丁町14-4) TEL 5925-8848 FAX 5925-8984



グレイス・ロード 東京センター	自立訓練(生活訓練)	(西新宿8-5-3 9階) TEL 5937-3816 FAX 5937-3817
デジタルキャリアラボ	就労継続支援(B型)	(西新宿1-36-12 サンカテリーナ5階C区画) TEL 6380-1763 FAX 6380-1764
新宿らくらく バリアフリーマップ 	障害のある方や高齢の方、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップです。パソコン・スマートフォンに対応し、現在地付近のバリアフリー施設や、利用したいバリアフリー情報(車いす対応トイレやベビーカー貸出等)の検索ができます。	障害者福祉課 福祉推進係 TEL 5273-4516 FAX 3209-3441

※通信料がかかります。

コミュニケーション支援

手話講習会 	<p>○東京都手話通訳者・要約筆記者養成講習会</p> <p>東京都福祉局が東京手話通訳等派遣センターに委託し、手話通訳者等の養成講習会を実施しています。参加するには、手話学習経験3年以上等の条件と、選考試験(筆記・実技)があります。</p> <p>○障害者福祉センターの手話講習会</p> <p>日中、夜間に手話講習会を開催しています。</p>	東京手話通訳等派遣センター TEL 3352-3335 FAX 3354-6868
手話通訳者・ 要約筆記者 の派遣 	<p>聴覚障害者や音声・言語機能障害者が日常生活に必要な場合に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。障害者福祉課で事前登録の上、派遣希望日の3日前まで(土・日曜日、祝日を除く)にお申し込みください。</p> <p>派遣申込先 問 東京手話通訳等派遣センター(新宿区専用ダイヤル) TEL 3351-7008 FAX 3351-7008</p>	意思疎通支援事業 障害者福祉課 福祉推進係 TEL 5273-4516 FAX 3209-3441
視覚障害者・ 聴覚障害者 交流コーナー 	<p>視覚・聴覚に障害がある方の社会参加と地域交流の場として、情報交換や相互理解を深める活動を支援します。</p> <p>※午前10時～午後5時はコーナー職員が常駐し、代読・代筆、インターネットでの情報検索、相談・助言・情報提供などの支援をするほか、交流活動グループの活動を支援</p> <p>対象 視覚・聴覚障害のある方や支援者、障害について学びたい方など</p> <p>費用 無料</p> <p>開設日時 月～土曜日(祝日、年末年始は休み) 午前10時～午後9時</p>	(高田馬場1-17-20 新宿区社会福祉協議会1階) 視覚障害者交流コーナー TEL FAX 6233-9555 聴覚障害者交流コーナー TEL FAX 6457-6100
点訳等 サービス 	視覚障害の方の日常生活上の文書の点訳、墨訳、対面朗読を行います。	東京都障害者福祉会館 (港区芝5-18-2) TEL 3455-6321 FAX 3453-6550
電話リレー サービス 	聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方につながるサービスです。お問い合わせはwebサイトのフォームより(手話・文字対応あり)。	一般財団法人日本財団 電話リレーサービス(総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関) TEL 6275-0912 FAX 6275-0913

点字版・音声版の発行物 [▶ P113](#)

障害者福祉
障害のある方に関わりのある区内施設等／コミュニケーション支援



障害者福祉

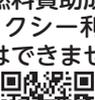
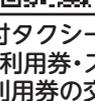
➡ 手当・助成・サービス

聴覚障害者等のために、区役所で手話通訳者の配置をしています(毎週火曜日午前8時30分～午後0時30分、毎週金曜日午後1時～5時、年末年始・祝日等を除く)。

名称	サービスの対象・内容	問い合わせ
心身障害者福祉手当 (注) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で、次の①～⑥のいずれかの障害のある方 <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1～3級 ②愛の手帳1～4度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④戦傷病者手帳特別項症～2項症 ⑤脳性まひ、進行性筋萎縮症 ⑥区指定難病 ●内容 月額15,500円(身体障害者手帳3級または愛の手帳4度の方は、月額7,750円)を支給します。所得制限があります。 <p><対象外>児童育成手当(障害手当)受給者、手帳取得時の年齢が65歳以上の方、65歳未満で上記①～⑥になり65歳までに申請しなかった方</p>	障害者福祉課 相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
重度心身障害者手当 (注) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で、次の①～③のいずれかの障害のある方 <ol style="list-style-type: none"> ①重度の知的障害があり、常時複雑な介護を必要とする方 ②重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ③重度の肢体不自由がある方(両上肢、両下肢共に機能が失われ、座っていることが困難) ●内容 月額60,000円を支給します。所得制限があります。 <p><対象外>新規申請時の年齢が65歳以上の方</p>	
特別障害者手当 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で、次の①②のすべてに該当する障害のある方 <ol style="list-style-type: none"> ①重度の心身障害または精神障害があり、日常生活に常時特別な介護を必要とする方 ②20歳以上の方 ●内容 月額27,980円を支給します。所得制限があります。 <p>※金額は令和5年4月現在</p>	
障害児福祉手当 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で、次の①②のすべてに該当する障害のある方 <ol style="list-style-type: none"> ①重度の心身障害または精神障害があり、日常生活に常時介護を必要とする方 ②20歳未満の方 ●内容 月額15,220円を支給します。所得制限があります。 <p>※金額は令和5年4月現在</p>	
心身障害者医療費助成 (医療) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 次の①～③のいずれかに該当する障害のある方 <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1・2級(内部障害は1～3級) ②愛の手帳1・2度 ③精神障害者保健福祉手帳1級 ●内容 健康保険の自己負担金を助成するための受給者証を交付します。所得に応じて一部自己負担があります。 <p><対象外>所得制限基準額を超える方、手帳取得時の年齢が65歳以上の方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの住民税課税の方</p>	障害者福祉課 相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
自立支援医療(更生医療) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 手術などによって障害を軽くしたり、取り除いたりする医療が必要な身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方 ●内容 医療費を公費負担します(障害の内容により対象となる医療を定めています)。自己負担(原則として1割)がありますが、所得に応じて月の上限額を定めている方もいます。 	
自立支援医療(精神通院)		
歯科診療 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 障害者(児)の方で、一般の歯科診療機関で治療を受けることが困難な方 ●内容 区の委託を受けた専門の医療機関で歯科診療を行います。健康保険を適用しての一部自己負担があります。 	障害者福祉課 福祉推進係 TEL 5273-4516 FAX 3209-3441
電話使用料の助成 (営業用を除きます) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 外出が困難な次の①～③のすべてに該当する障害のある方 <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳(視覚・聴覚・下肢・体幹機能・内部障害)1・2級 ②18歳以上 ③所得税非課税世帯 ●内容 電話使用料のうち、基本料金(月額1,936円限度)を助成します。 	障害者福祉課 相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441

(注)所得税法では雑所得となり、受給者本人の所得により所得税及び住民税の申告が必要となる場合があります。



名称		サービスの対象・内容	問い合わせ
通信	NHK放送受信料の減免 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 全額免除…身体障害者、知的障害者、精神障害者がいる住民税非課税世帯 半額免除…世帯主が、視覚または聴覚障害(等級の指定なし)、身体障害者手帳1・2級の身体障害、愛の手帳1・2度の知的障害、精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害で、かつ受信契約者の場合 ●内容 放送受信料免除申請書を交付します。 	障害者福祉課 相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
	各種交通機関の割引 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 身体障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方 ●内容 都営交通無料乗車券の発行、有料道路通行料金割引の事前登録・ETC利用対象者証明書を発行します。 	
交通	リフト付タクシーの運行 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 歩行が困難なため、車いすやストレッチャーを利用する障害者等とその介助者 ●内容 区の委託を受けた事業者が運行するリフト付タクシーを距離に応じた料金で利用できます(予約制)。福祉タクシー利用券を利用できます。 	障害者福祉課 福祉推進係 TEL 5273-4516 FAX 3209-3441
	福祉タクシー利用券(自動車燃料費助成との併給はできません) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 次の①・②のいずれかに該当する障害のある方 ①身体障害者手帳(下肢・体幹・移動機能または内部障害1～3級、視覚障害1・2級、平衡機能障害3級) ②愛の手帳1・2度 ●内容 福祉タクシー利用券を交付します(月額4,000円分)。 	
	自動車燃料費助成(福祉タクシー利用券との併給はできません) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 福祉タクシー利用券の交付対象と同一の障害種別及び等級の障害があり、自動車税または軽自動車税(4輪のみ)の減免を受けている方 ●内容 自動車燃料費を助成します(限度額:月額3,510円)。 	障害者福祉課 相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
	リフト付タクシー(車いす利用券・ストレッチャー利用券の交付) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 身体障害者手帳(下肢・体幹・移動機能または内部障害1～3級、平衡機能障害3級)で、外出時に車いすまたはストレッチャーを利用している方 ●内容 車いす利用券、ストレッチャー利用券を選択により、各月2枚の割合で交付します。希望により併給もできます。福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成とも併給できます。 	
	自動車運転教習費助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 次の①～④のすべてに該当する障害のある方 ①身体障害者手帳3級以上(内部障害は4級以上、下肢または体幹機能障害は5級以上)で、歩行困難な方または愛の手帳1～4度 ②引き続き3か月以上区内に住所がある ③住民税所得割額365,000円以下(4月～6月の申請は前年度) ④他の助成制度による運転免許費用の助成を受けていない ●内容 住民税所得割額に応じて、164,800円・144,200円・123,600円・限定解除の場合は20,600円を限度に支給します。 	障害者福祉課 経理係 TEL 5273-4520 FAX 3209-3441
	自動車改造費の助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 自ら自動車を運転する身体障害者手帳(上肢・下肢・体幹機能障害1・2級)をお持ちの方 ●内容 自動車の操向装置や駆動装置の改造費(限度額133,900円)を助成します。所得制限があります。 	障害者福祉課 支援係 TEL 5273-4583 FAX 3209-3441
生活	おむつ費用助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 3歳以上で、身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方 ※高齢者支援課でおむつの助成を受給している方、日常生活用具の紙おむつ受給者、入院・入所先からおむつ給付を受けている方は対象外です。 ●内容 日常使用する紙おむつを支給します。おむつの持ち込みが認められていない病院に入院、または施設に入所している場合は、証明書の提出により月額10,000円を限度に助成します。 	障害者福祉課 相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
	補装具費の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者等で支給の必要が認められた方(品目により判定または医師の意見書が必要な場合があります) ●内容 補装具の購入・修理費用を支給します。(例)義手・義足・義眼・上肢装具・下肢装具・体幹装具・補聴器・車いす・電動車いす等(介護保険との共通品目はオーダーメイドに限る) 	障害者福祉課 支援係 TEL 5273-4583 FAX 3209-3441
	日常生活用具・住宅設備改善費の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅の障害者(児)及び難病患者等(品目ごとに要件あり) ●内容 日常生活用具や住宅改造費を給付します。(例)浴槽・便器・湯沸器・特殊寝台・特殊マット・火災警報器・ストマ装具等の生活用具、居室・浴場・玄関・台所等の屋内の改造費(介護保険優先) 	





名称	サービスの対象・内容	問い合わせ
巡回入浴サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で、家族の介助だけでは入浴できない身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度をお持ちの方(対象外)介護保険法の訪問入浴サービス利用者 ●内容 年52回(週1回)の巡回入浴サービスを行います。一部自己負担があります。医師の入浴許可が必要です。 	障害者福祉課 相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441
寝具乾燥・消毒サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で、次の①～③のすべてに該当する障害のある方 ①身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度 ②おおむね1年以上寝たきり等の状態で日常寝具乾燥の機会を得られない ③65歳未満(65歳以上は高齢者福祉サービスの対象) ●内容 年12回(1回は水洗い)を限度に寝具乾燥・消毒サービスを行います。自己負担があります。 	
訪問理美容サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で外出が困難な次の①②のすべてに該当する障害のある方 ①身体障害者手帳(下肢、体幹、内部機能障害または視覚障害)1・2級または愛の手帳1・2度 ②65歳未満(65歳以上は高齢者福祉サービスの対象) ●内容 2か月に1回の割合で訪問理美容サービスを受けられる利用券を交付します。自己負担があります(調髪料として1回2,000円)。 	
中等度難聴児発達支援事業(補聴器購入費の助成) 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 次の①②のすべてに該当する18歳未満の児童 ①両耳の聴力レベルが概ね30dB以上で、身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない ②補聴器の装用により言語を習得できる等の一定の効果が期待できると医師が判断している ●内容 事前の申請により補聴器の購入費用の一部を助成します(限度額13万7,000円)。修理費に係る費用は対象外です。所得制限があります。 	障害者福祉課 経理係 TEL 5273-4520 FAX 3209-3441
生活 重症心身障害児等在宅レスパイト等サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 在宅で家族等による介護を受け、訪問看護により医療的ケアを受けて生活している方で次の①～③いずれかに該当する方(ただし、①と②については18歳に達するまでにそれぞれの障害を有した方に限ります) ①身体障害者手帳1級または2級(下肢機能障害、体幹機能障害または移動機能障害に限る)の方で、かつ愛の手帳1度または2度の方 ②重症身体障害児(者)で寝たきり等の状態であると確認できる方 ③医療的ケアを受けている児童 ●内容 訪問看護事業所の看護師が対象者の自宅において医療的ケアを伴う見守りを行います。入浴や外出を伴う介護及び家事支援は行いません。 ①訪問時間は一年度の間に144時間を超えない範囲まで ②一回あたり2時間から4時間までの範囲で30分単位 ※所得状況により自己負担が生じます。 	
手話通訳者の区役所配置	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 聴覚障害者等(聴覚、言語機能又は音声機能の障害者) ●内容 利用者の必要な窓口まで同行し手話通訳を行います。本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎に同行します。 ●時間 毎週火曜日(年末年始及び祝日を除く) 午前8時30分～午後0時30分 毎週金曜日(年末年始及び祝日を除く) 午後1時～午後5時 	障害者福祉課 福祉推進係 TEL 5273-4516 FAX 3209-3441
遠隔手話通訳等サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 聴覚障害者等(聴覚、言語機能又は音声機能の障害者) ●内容 利用者が必要な窓口において行政手続等を行う際に、窓口用タブレット端末や利用者が所有するスマートフォン等を利用した意思疎通支援を行います。 ①窓口用タブレット端末による遠隔手話通訳等サービス 窓口用タブレット端末による遠隔手話通訳等(遠隔手話通訳、音声言語の文字化及び筆談)サービスを行います。本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館及び第二分庁舎分館分室並びに各特別出張所でご利用できます。 ②利用者のスマートフォン等による遠隔手話通訳サービス 利用者が所有するスマートフォン等で各課窓口に用意された二次元コードを読み込み接続することにより、遠隔手話通訳サービスを行います。二次元コードを設置している各課窓口でご利用できます。なお、接続に係る費用(通信料)は利用者負担となります。 ●時間 平日の午前8時30分～午後5時(火曜日に窓口事務の時間延長を実施している各課は午後7時まで) 第4日曜日の午前9時～午後5時(休日窓口事務を実施している各課) 	

名 称		サービスの対象・内容	問い合わせ
安全	知的障害者(児)位置探索サービス費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 愛の手帳を持っている方、または知的障害者(児)の福祉サービスを受けている方 ●内容 位置探索サービス費用について10,000円を限度に1回に限り助成します。 ※加入契約前に申請してください。 	障害者福祉課 経理係 TEL 5273-4520 FAX 3209-3441
	緊急通報・火災安全システム 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 ひとり暮らし等により常時注意を要する次の①②のすべてに該当する障害のある方 ①身体障害者手帳1・2級または難病者 ②18歳以上(65歳以上で、慢性疾患の方は高齢者福祉サービスの対象) ●内容 自宅での緊急事態に備え、警備会社へ通報できる無線警報器等を設置します。取付環境等、詳細についてはお問合せください。 ※所得状況により自己負担があります。 	障害者福祉課 福祉推進係 TEL 5273-4516 FAX 3209-3441
その他	障害者福祉活動事業助成 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 自立のための社会的活動を行う障害者とその家族、区内在住の障害者への援助活動を行う区民(法人その他の団体を含む) ●内容 障害者の自立及び社会参加を促進する目的で行われる事業に対してその費用の一部を助成します。 	
	身体障害者補助犬の給付 	<ul style="list-style-type: none"> ●給付内容 身体障害者に補助犬を給付します。審査・訓練があります。 ●対象 都内に居住する満18歳以上の在宅の身体障害者で、次の①から⑥の要件を備えた方 ①盲導犬:視覚障害1級 介助犬:肢体不自由1級または2級 聴導犬:聴覚障害2級 ②都内におおむね1年以上居住している。 ③世帯全体の所得税額が、月平均77,000円未満である。 ④自己の所有以外の家屋に居住している方は、家屋の所有者または管理者の承諾が得られる。 ⑤所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理できると認められる。 ⑥補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められる。 	障害者福祉課 支援係 TEL 5273-4583 FAX 3209-3441

※「障害者福祉の手引」(視覚障害者用活字文読み上げ装置対応)を、障害者福祉課・保健予防課・各特別出張所・各保健センター・区立障害者福祉センターで差し上げています。ご活用ください。

コミュニケーション支援

点字版・音声版の発行物

名 称	点字版	音声版			内 容	問い合わせ
		カセットテープ版	デイジー版	音声CD版		
広報新宿	○	○	○	○	区の行事・お知らせ	
くらしのガイド(わたしの便利帳)	○	○	○	○	区の業務内容・手続き	区政情報課広報係 TEL 5273-4064 FAX 5272-5500
しんじゅくの教育	○	○	○	○	教育行政に関すること	教育調整課企画調整係 TEL 5273-3074 FAX 5273-3510
新宿区議会だより	○	○	○	○	定例会を中心とした議会活動の様子	議会事務局調査管理係 TEL 5273-3534 FAX 3209-9995
障害者福祉の手引	—	—	○	—	区の障害者福祉サービス利用の手引き	障害者福祉課相談係 TEL 5273-4518 FAX 3209-3441

※「広報新宿」「しんじゅくの教育」「新宿区議会だより」の音声版は、新宿区ホームページからも聞くことができます。
※「障害者福祉の手引」にはユニボイスを印刷しています。

